

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、令和5年5月25日、三重一般労働組合及び三重一般労働組合鈴鹿さくら病院分会から次のとおり争議行為を行う旨の通知がありました。

令和5年5月30日

三重県知事 一見勝之

- 1 事件
2023年春闘要求の早期解決について
- 2 日時
令和5年6月5日午前0時以降問題解決まで
- 3 場所
鈴鹿さくら病院の全職場、または一部職場
- 4 概要
あらゆる形態の争議行為と、これに対する妨害排除の為の一切の争議行為